

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前												
0703.90	1．ねぎの分類について (省 略)	0703.90	1．ねぎの分類について (同 左)											
0704.90	1．結球キャベツ及びはくさいの分類について あぶらな属の食用のその他の野菜のうち、結球キャベツ（輸入統計品目表 0704.90-020）及びはくさい（輸入統計品目表 0704.90-030）に分類される種類は下表に掲げるものである。 <table><tr><th>統計番号</th><th>種類</th><th>英名（例）</th><th>学名</th></tr><tr><td>0704.90-020</td><td>結球キャベツ</td><td>Head cabbage</td><td>Brassica oleracea L.</td></tr><tr><td>0704.90-030</td><td>はくさい</td><td>Chinese cabbage</td><td>Brassica campestris var. pekinensis</td></tr></table> 1．0704.90-020 に分類される結球キャベツ（例：図 1）の特徴 外葉が結球し、葉序に従い螺旋状に茎頂を包む。色は問わない。中心に近いほど内側を向いているが、外側になるにつれて外を向いていく。葉が頭部まで重なっている。不結球キャベツ（コラード）は含まない。 2．0704.90-030 に分類されるはくさい（例：図 2、図 3）の特徴 キャベツよりも縦に長く、葉は外側は緑色をしているが、内部に行くほど黄白色になる。 図 1 結球キャベツ 図 2 結球はくさい 図 3 半結球はくさい  出典：農畜産業振興機構 野菜図鑑	統計番号	種類	英名（例）	学名	0704.90-020	結球キャベツ	Head cabbage	Brassica oleracea L.	0704.90-030	はくさい	Chinese cabbage	Brassica campestris var. pekinensis	(新 規)
統計番号	種類	英名（例）	学名											
0704.90-020	結球キャベツ	Head cabbage	Brassica oleracea L.											
0704.90-030	はくさい	Chinese cabbage	Brassica campestris var. pekinensis											
07.09項	1．ピーマン（厚内大果種のもの）について (省 略)	07.09項	1．ピーマン（厚内大果種のもの）について (同 左)											

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1702.90 又は 2106.90	2. 砂糖水等の関税分類について (省 略)	1702.90 又は 2106.90	1. 砂糖水等の関税分類について (同 左)
1704.90	1. ホワイトチョコレートの分類について <u>輸入統計品目表第1704.90号の「ホワイトチョコレート」には、ホワイトチョコレートのみからなるものの他に、ホワイトチョコレートに着色、香味付けしたものその他ホワイトチョコレートを主体とするものを含む。</u>		(新 規)
3824.90	2. “Thermon” standard heat transfer cement) (省 略)	3824.90	2. “Thermon” standard heat transfer cement) (同 左)
3825.10	1. 第 16 部の物品の都市廃棄物の分類について <u>輸出統計品目表第3825.10号の「第16部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。</u> <u>(1)「第84.71項の機械のもの」の例：パーソナルコンピュータ、携帯情報端末 (PDA : Personal Digital Assistants)</u> <u>(2)「第8517.12号の機器のもの」の例：携帯電話</u> <u>(3)「第85.28項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</u>		(新 規)
3825.90	1. セレンさい及びテルルさい (省 略)	3825.90	1. セレンさい及びテルルさい (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
84類、87類	1. 自走式作業機械の取扱いについて (省 略)	84類、87類	1. 自走式作業機械の取扱いについて (同 左)
<u>84.15項</u> <u>、84.18項、</u> <u>84.50項</u> <u>又は</u> <u>85.28項</u>	1. 中古家電 輸出統計品目表第84.15項、第84.18項、第84.50項又は第85.28項の「小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）」とは、いわゆる新品の家電をいい、当該物品の製造後の包装状態のもので、当該包装が開封されてないものをいう。 上記以外のいわゆる中古家電（製造後の包装が開封され又は使用されたことが明らかなもの）を「その他のもの」に分類する。		(新 規)
8419.89	1. High and low temperature test chamber (省 略)	8419.89	1. High and low temperature test chamber (同 左)